

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年7月20日及び同年12月21日の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月21日

年金事務所から、A事業所で勤務していた期間のうち、平成19年7月及び同年12月に同事業所から支給された賞与に係る標準賞与額の記録が年金記録に反映されていない可能性がある旨文書が届いた。私は、同事業所の非常勤職員であったが、申立期間についても例年と同額の賞与が手渡しで支給されていたので、当該賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は賞与明細等を保有していないが、A事業所から提出された平成19年度総勘定元帳の記載内容、同僚の供述及び申立人の主張から、申立人は、平成19年7月20日及び同年12月21日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる上、上記総勘定元帳の記載内容から、標準賞与額5万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記総勘定元帳の記載内容から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月20日及び同年12月21日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、既に一部の厚生年金保険被保険者に係る申立期間の賞与につ

いて、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出をし、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年7月15日であったと認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年7月までは10円、同年8月から20年6月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年7月15日まで

私は、夫からA事業所に勤務していたことを聞いていたが、勤務していた期間は分からない。日本年金機構からの回答によると、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は確認できるが、喪失日が確認できないとのことなので、第三者委員会での調査及び判断を求めたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、申立人の氏名と一字違いで、生年月日のうち日だけが10日違い（大正12年*月*日）の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。上記の旧台帳を見ると、A事業所における被保険者資格の取得日は昭和17年1月1日と記載されているとともに、18年8月に標準報酬等級の改定に係る記載が有るが、喪失日は記載されておらず空白となっている上、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の一部分しか保管されておらず、当該名簿において申立人の氏名が確認できないため、現存する記録から申立人の資格喪失日を確認することはできない。

また、申立人の妻は、「夫は、A事業所に勤務していた。」旨申し立てている上、申立人の子は、「父親は、戦前、『Aさん』という事業所に勤務していたが、戦争へ行ったと聞いている。」旨供述しているところ、B県からの回答によると、申立人は、昭和19年10月15日に軍に入隊し、22年1月15日に召集解除となっていることが確認できる。

なお、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

さらに、A事業所の事業主の子は、「父親は、戦前からA事業所を経営していたが大空襲（昭和20年*月*日）で事業所が焼失してしまった。父親は、既に亡くなっているため、当時の状況は分からない。」旨供述している上、事業所名簿を見ると、当該事業所は、昭和20年7月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

加えて、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿が一部分しか保管されていない理由について、日本年金機構C事務センターは、「不明である。」旨回答している。

これらの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの要因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、空襲による被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、半世紀有余も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の旧台帳の記録から、昭和17年6月から18年7月までは10円、同年8月から20年6月までは80円とすることが妥当である。

なお、上記の旧台帳には、前述のとおり申立人の被保険者資格取得日は昭和17年1月1日と記載されているところ、オンライン記録を見ると、当該旧台帳に係る被保険者資格取得日は同年6月1日となっているが、労働者年金保険法は、同年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月に保険料徴収が開始されていることから、制度上、被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間となる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、当時、私はA社の工事現場で働いていたが、昭和35年頃、全納制度を利用して申立期間を含む納付すべき全ての国民年金保険料を同社に支払ったように記憶している。

また、昭和37年3月頃、私はB区役所で国民健康保険の加入手続きを行った際に、担当者から国民年金の加入を勧められたので、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の36年4月から37年2月までの国民年金保険料を一括して納付した。その後は、私又は妻が、集金に来た区役所の職員に夫婦二人分の保険料を納付したようにも記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C町において昭和42年9月26日に申立人の妻と連番で払い出されているところ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人は、「昭和35年頃、私は、A社がC町で行っていた工事の現場で働いていたが、この時、全納制度を利用して納付すべき全ての国民年金保険料を同社に支払った。」旨供述しているところ、国民年金保険料の徴収業務は昭和36年4月から開始されているが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時点では、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていないことから、保険料を納付することができない上、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡が取れた3人は、「会社が国民年金保険料を預かることは無かった。」旨供述している。

さらに、申立人は、「昭和37年3月頃、私は、B区役所で夫婦二人分の36

年4月から37年2月までの国民年金保険料を一括して納付した。この時、1,000円を支払い、200円のお釣りをもらった記憶が有るので、当該期間の夫婦二人分の保険料として800円を納付した。」とも供述しているところ、C町の国民年金被保険者名簿を見ると、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されて間もない昭和42年11月22日に、申立人夫婦の40年4月から同年12月までの国民年金保険料が過年度納付されている記録が確認でき、当該期間に係る夫婦二人分の保険料額は1,800円であり、類似する保険料の納付状況が存在する。

加えて、申立人は、申立期間当時はB区に住所があった旨供述しているところ、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦と同姓同名の者の国民年金手帳記号番号が、同区において昭和37年9月28日に連番で払い出されているものの、オンライン記録を見ると、当該者に係る保険料の納付記録は無く、同払出簿の当該者に係る摘要欄には「消除」と押印されている。

また、日本年金機構D事務センターは、「国民年金手帳記号番号払出簿に押印された『消除』とは、市町村より転出先が不明等住所が不明なため、不在被保険者として通知された者について、保険料納付済期間又は保険料免除期間が全く無く、かつ、不在被保険者として取扱いを決定してから2年を経過した場合に国民年金被保険者台帳を消除していた。」旨回答しているところ、当該不在被保険者に係る国民年金被保険者台帳の取扱いは、社会保険庁（当時）から通知されたとおりの事務処理となっていることから、上記払出しの記録のみをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるには至らない。

さらに、前述のC町において払い出された国民年金手帳記号番号及び上記の同記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、昭和37年3月頃、夫がA区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、担当者から国民年金の加入を勧められたので、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の36年4月から37年2月までの国民年金保険料を一括して納付した。その後は、私又は夫が、集金に来た区役所の職員に夫婦二人分の保険料を納付したように記憶しているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において昭和42年9月26日に申立人の夫と連番で払い出されているところ、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人の夫は、「昭和37年3月頃、私は、A区役所で夫婦二人分の36年4月から37年2月までの国民年金保険料を一括して納付した。この時、1,000円を支払い、200円のお釣りをもらった記憶が有るので、当該期間の夫婦二人分の保険料として800円を納付した。」と供述しているところ、B町の国民年金被保険者名簿を見ると、前述の国民年金手帳記号番号が払い出されて間もない昭和42年11月22日に、申立人夫婦の40年4月から同年12月までの国民年金保険料が過年度納付されている記録が確認でき、当該期間に係る夫婦二人分の保険料額は1,800円であり、類似する保険料の納付状況が存在する。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時はA区に住所があった旨供述しているところ、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦と同姓同名の者の国民年金手帳記号番号が、同

区において昭和 37 年 9 月 28 日に連番で払い出されているものの、オンライン記録を見ると、当該者に係る保険料の納付記録は無く、同払出簿の当該者に係る摘要欄には「消除」と押印されている。

加えて、日本年金機構 C 事務センターは、「国民年金手帳記号番号払出簿に押印された『消除』とは、市町村より転出先が不明等住所が不明なため、不在被保険者として通知された者について、保険料納付済期間又は保険料免除期間が全く無く、かつ、不在被保険者として取扱いを決定してから 2 年を経過した場合に国民年金被保険者台帳を消除していた。」旨回答しているところ、当該不在被保険者に係る国民年金被保険者台帳の取扱いは、社会保険庁（当時）から通知されたとおりの事務処理となっていることから、上記払出しの記録のみをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるには至らない。

また、前述の B 町において払い出された国民年金手帳記号番号及び上記の同記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年3月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、母親から私の国民年金の加入手続を行い、地域団体の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたことを聞いているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月1日に払い出されており、申立人の記号番号前後の被保険者に係る国民年金被保険者名簿に記載された資格取得届の届出日の状況から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は47年12月頃に行われたものと推認できるところ、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立期間のうち、上記期間以外の期間については、過年度納付により遡って国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人から、母親が申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない上、申立期間当時同居していた申立人の姉から、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿において、上記の国民年金手帳記号番号以外の払出しについて調査したところ、申立人と同姓同名（旧姓）の者に対して、昭和44年11月8日に別の同記号番号が払い出されていることが確認できる。一方、当該払出しは、20歳到達者に対して、行政側が職権により国民

年金被保険者の資格を取得させた可能性が高いものと考えられるが、当該記号番号は、誤適用のため取り消されており、当該払出しの記録のみをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるには至らない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年1月までの期間及び45年12月から47年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年1月まで
② 昭和45年12月から47年11月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②について、国民年金の未加入期間とされている。

しかし、私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

また、私は、申立期間当時、母親や姉たちが、毎月自宅兼事業所に来ていた集金人に、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を含め、私たち家族4人分の保険料を一緒に納付していたことを記憶しており、時には、私が家族4人分の保険料を集金人に納付したこともあった。

以上のことから、申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町（現在は、B市）において昭和47年12月20日に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳及びC市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、同年同月1日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得している。

また、上記の国民年金手帳は、昭和47年12月1日付けで発行されているところ、申立人は、当該国民年金手帳以外に別の国民年金手帳を交付された記憶は無い旨供述している上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間に該当し、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする母親は既に死亡している上、申立人は、「姉には照会しないでほしい。」旨希望していることから、申立期間①及び②に係る国

民年金の加入状況及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

加えて、申立人及びその家族が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。